

議事日程（第1日）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 同意第3号 教育委員会委員の任命同意について
- 第6 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて (町長提出)
- 第7 議案第33号 北方町印鑑条例の一部を改正する条例制定について (町長提出)
- 第8 議案第34号 北方町情報公開条例制定について (町長提出)
- 第9 議案第35号 北方町個人情報保護条例制定について (町長提出)
- 第10 議案第36号 北方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について (町長提出)
- 第11 議案第37号 北方町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について (町長提出)
- 第12 議案第38号 北方町特定教育・保育施設等の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例制定について (町長提出)
- 第13 議案第39号 北方町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について (町長提出)
- 第14 議案第40号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について (町長提出)
- 第15 議案第41号 北方町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定について (町長提出)
- 第16 議案第42号 北方町上水道給水条例の一部を改正する条例制定について (町長提出)
- 第17 議案第43号 北方町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について (町長提出)
- 第18 議案第44号 工事請負契約の締結について (町長提出)
- 第19 議案第45号 令和元年度北方町一般会計補正予算（第4号）を定めるについて (町長提出)
- 第20 議案第46号 令和元年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を定めるについて (町長提出)
- 第21 議案第47号 令和元年度北方町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を定めるについて (町長提出)
- 第22 議案第48号 令和元年度北方町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を定めるについて (町長提出)

- 第23 議案第49号 令和元年度北方町上水道事業会計補正予算（第1号）を定めるについて  
(町長提出)
- 第24 認定第1号 平成30年度北方町一般会計歳入歳出決算の認定について (町長提出)
- 第25 認定第2号 平成30年度北方町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
(町長提出)
- 第26 認定第3号 平成30年度北方町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について  
(町長提出)
- 第27 認定第4号 平成30年度北方町南東部開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
(町長提出)
- 第28 認定第5号 平成30年度北方町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
(町長提出)
- 第29 認定第6号 平成30年度北方町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定について  
(町長提出)

#### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第29まで

#### 出席議員 (9名)

1番	村木俊文	2番	松野由文
3番	三浦元嗣	4番	杉本真由美
5番	安藤哲雄	6番	安藤巖
7番	鈴木浩之	8番	安藤浩孝
10番	井野勝巳		

#### 欠席議員 (なし)

#### 欠員 (9番)

#### 説明のため出席した者の職氏名

町長	戸部哲哉	副町長	中村正
教育長	名取康夫	総務課参事	奥村英人
福祉健康課参事	林賢二	教育次長	有里弘幸
都市環境課 技術調整監	桜井孝昭	総務課長 兼防災安全課長	臼井誠
教育課長	浅井孝彦	住民保険課長	福田宇多子

健康づくり担当課長	大塚誠代	都市環境課長 兼上下水道課長	山田潤
税務課長 兼福祉健康課長	木野村英俊	会計室長	横田紀彦
税務課主幹	畑中章吾	防災安全課主幹	高崎健一
上下水道課主幹	北中龍一		

---

職務のため出席した事務局職員の氏名

議会事務局長	小島伸也	議会書記	牧野拓也
議会書記	石崎啓明		

---

○議長（安藤浩孝君） 皆さん、改めましておはようございます。

暑さも幾分和らいできたようでございまして、秋の気配という部分が見え隠れするきょうこのごろということになりました。今定例会後には議員改選を迎えるということでございまして、勇退されます方や欠員があるということで、この議員構成での最後の定例会ということになるかと思えます。

ただいまから令和元年第4回北方町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（安藤浩孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、10番 井野勝巳君及び1番 村木俊文君を指名します。

---

### 日程第2 会期の決定

○議長（安藤浩孝君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月6日までの12日間にしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から9月6日までの12日間に決定しました。

---

### 日程第3 諸般の報告

○議長（安藤浩孝君） 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局から、例月出納検査の結果、岐阜県町村議会議長会などの報告をさせます。

○議会事務局長（小島伸也君） 6月定例会以降の報告をさせていただきます。

6月19日、7月17日、8月21日に現金出納事務全般について出納検査が行われ、一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、南東部開発事業特別会計、下水道事業特別会計、上水道事業会計及び委託会計、各基金並びに歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められなかった旨の報告がありました。

次に、定期監査の結果についてであります。

7月2日、平成30年度に執行された委託業務のうち、主に総務課が所管している契約事務全般について監査が行われました。対象事項について、関係書類等の調査及び担当者から説明を求め

て監査した結果、おおむね適正に執行されていると認められた旨の報告がありました。

平成30年度の各会計の決算審査について、6月24日に上水道事業会計を、7月10日、11日に南東部開発事業特別会計、下水道事業特別会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計を、7月24日、25日、26日に一般会計決算及び各基金の運用状況審査と財政健全化審査、上水道事業会計、下水道事業特別会計、南東部開発事業特別会計、経営健全化審査が行われました。

次に、岐阜県町村議会議長会についてであります。

6月3日、臨時総会、令和元年度第1回評議委員会がOKBふれあい会館で開催されました。初めに、任期満了による役員を選任が行われ、会長に笠松町の伏屋隆男議長、副会長に養老町の長澤龍夫議長、白川村の大田貢議長が選任されました。引き続き、令和元年度の行事などについて協議が行われました。

続いて6月27日に、令和元年度東海環状自動車道西回りルート建設促進大会及び建設事業説明会が岐阜県庁で開催されました。大会では、東海環状自動車道西回り区間を重要物流道路に指定するとともに、早期全線開通に向け必要な財源や事業費を確保し、強力に事業を推進すること、今年度開通予定の関広見インターチェンジから（仮称）高富インターチェンジ間及び（仮称）大野神戸インターチェンジから大垣西インターチェンジ間については、一日も早く開通することなどの要望が決議されました。

続いて、6月28日に、東海環状自動車道建設促進岐阜県西部協議会定期総会が岐阜グランドホテルで開催されました。

平成30年度決算について、収入済額270万9,022円、支出済額92万8,674円、差し引き178万348円を令和元年度に繰り越し、原案のとおり承認されました。

令和元年度予算については、収入・支出それぞれ248万9,000円で、前年度比較22万1,000円の減となっています。北方町の負担金は1万6,000円で、原案のとおり可決されました。

なお、西回り区間の一日も早い全線開通に向けて、引き続き必要な事業費の確保と事業の強力な推進を図ることなどの要望が決議されました。

続いて7月8日、主要地方道岐阜関ヶ原線道路建設促進期成同盟会定期総会がグランヴェール岐山で開催されました。

平成30年度決算について、収入済額171万4,591円、支出済額33万5,738円、差し引き137万8,853円を令和元年度に繰り越し、原案のとおり承認されました。

令和元年度予算については、収入・支出それぞれ169万9,000円で、前年と比較して1万6,000円の減となっています。北方町の負担金は4万円で、原案のとおり可決されました。なお、地方が真に必要とする道路整備、管理が長期安定的に進められるよう、新たな財源の創設をするとともに、令和2年度道路関係予算において所要額を確保すること、また防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策に必要な予算を確保し、着実に実施するとともに、3カ年緊急対策にとどまらず、地方創生や老朽化対策を含めた安心・安全の確保に資する道路整備が滞ることのないよう、国の補助金や社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金について安定的かつ十分な予算を

確保することなどの要望が決議されました。

次に、配付物の関係であります。

日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書の写しを配付しました。

報告いたしました会議等の資料は事務局に保管してありますので、ごらんいただきたいと思えます。

以上、報告を申し上げます。

○議長（安藤浩孝君） これで諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4 行政報告

○議長（安藤浩孝君） 日程第4、行政報告を求めます。

町長。

○町長（戸部哲哉君） おはようございます。

令和元年第4回北方町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては議会の改選を控える時節柄、大変御多忙の中、全員の御出席を賜り、まことにありがとうございます。

さて、ことしも猛暑が続き、厳しい夏となりましたが、朝晩涼しくなり、日中の暑さも和らいできました。反面、台風シーズン到来ということで災害を心配する時期でもあります。

昨年は、停電の復旧に2日間を要した9月4日の台風21号や広範囲な暴風を記録した24号が記憶にあります。平穏にこの季節が過ぎ去ることを願っております。また、これから運動会や屋外イベントがめじろ押しに続きますが、どんなにいい企画をしても成否は天候に大きく左右されますから、天候には殊さら神経を使うこととなります。とりわけ、来週は清流フェスを開催いたしますが、ことしは若者オンリーから、子供から幅広い年代の方に楽しんでいただけるよう、流しそうめんや魚のつかみどり、飲食ブースを充実させました。手探りではありますが、ロックコンサートをメインとしながら、地域参加型のイベントとして今後発展をさせていきたいと考えておりますので、御協力のほどよろしくお願いをいたします。

それでは、議長の命により、私からは3点の行政報告をさせていただきます。

まず1点目ですが、岐阜県市町村職員退職手当組合議会定例会の報告であります。議案審議の前に議長選挙が行われ、仮議長の指名推選によって瑞浪市議会議長の熊谷隆男氏が議長に、副議長には議長の指名推選で笠松議長の伏屋隆男氏が選出されました。

その後、議案審議に入り、4議案が提案されたところであります。

1件目は認定第1号 平成30年度岐阜県市町村職員退職手当組合歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額は70億3,038万円、歳出総額は69億7,901万7,872円で、歳入歳出の差引金額は5,136万4,586円で、全額を翌年度に繰り越されることになっております。歳入の主なものは負担金で67

億7,284万7,000円、財産収入3億1,000万円、基金繰入金9億4,253万円、ほかに繰越金、諸収入であります。

歳出では給付費が66億4,549万653円が主な歳出となっております。

2件目は副組合長の選挙で、慣例により市町村長会会長の岡崎池田町長が選任されました。

3件目は同意第1号、監査委員の選任同意で、関ヶ原町長の西脇康世氏が選任をされました。

4件目の議案は、岐阜縣市町村職員退職手当組合退職手当条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、所要の改正を行う必要が生じたため改正しようとするものであります。

以上、全議案につきましては、全会一致で原案どおり決定がされたところであります。

2点目ですが、岐阜縣市町村会館組合議会定例会の報告であります。今年度より組合議員に選出されましたので報告をいたしたいと思っております。

議案審議の前に議長選挙が行われ、仮議長の指名推選によって岐阜市議会議長の大野一生氏が議長に、副議長には議長による指名推選で笠松議長の伏屋隆男氏が選出されました。その後、議案審議に入り、4議案が提案をされました。

1件目は認定第1号 平成30年度岐阜縣市町村会館組合歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額は6,651万2,502円、歳出総額は6,283万2,864円で、歳入歳出の差引額367万9,638円は翌年度に全額繰り越されます。歳入の主なものは負担金で2,779万8,000円、財産収入277万1,000円、繰越金342万8,376円、諸収入が3,292万4,943円であります。

歳出の主なものは、職員の給料手当等で総務管理費の5,273万2,775円が主な歳出となっております。

2件目は副組合長の選挙であります。

慣例により市町村長会会長の岡崎和夫池田町長が選任をされたところであります。

3件目は同意第1号、監査委員の選任同意で、関ヶ原町長の西脇康世氏が選任されました。

以上、全議案につきましては、全会一致で議案どおり決定がされたところであります。

3点目は財政健全化に関する報告であります。

地方公共団体の財政健全化に関する法律第3条第1項により、本町における平成30年度の実質赤字比率及び連結実質赤字比率について御報告させていただきたいと思っております。

お手元に配付をさせていただきました監査委員による財政健全化審査意見書に記載のとおり、一般会計、特別会計ともに黒字でありますので、算定はされておられません。

なお、実質公債費比率は10.7%、将来負担比率は54.7%となっております。また、法令の早期健全化基準と比較すると、その数値はいずれも大きく下回っておりますことを御理解いただきたいと思います。

次に、同法第22条によります公営企業の健全化を見る資金不足比率についてであります、上

水道企業会計及び下水道事業特別会計、南東部開発事業特別会計は、いずれの会計においても資金の不足は発生しておりませんことから、算定はされておられません。すなわち経営健全化基準値以内であるということをお報告申し上げたいと思います。

以上、御報告を申し上げます。

○議長（安藤浩孝君） これで行政報告を終わります。

---

#### 日程第5 同意第3号

○議長（安藤浩孝君） 日程第5、同意第3号 教育委員会委員の任命同意についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（戸部哲哉君） それでは、同意第3号 教育委員会委員の任命同意について御説明を申し上げます。

本同意議案につきましては、本年9月30日に任期満了となる林明夫氏を引き続き教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めようとするものであります。

同氏は、\_\_\_\_\_生まれの70歳で、北方町\_\_\_\_\_にお住まいの方であります。昭和46年3月に金沢大学法学部を卒業、昭和49年3月に同大学院法学研究科を修了され、昭和50年に巢南町立西小学校にて教職につかれました。平成21年3月、本巢市立真桑小学校長を最後に定年退職された後は、本巢市教育センター所長、中部学院大学の非常勤講師などをされる中、平成22年から本町の教育委員として就任され、御活躍をいただいているところであります。人格高潔、教育、学術及び文化に識見を有する方で、今日までの12年間、教育に熱い情熱を持って教育委員の職務を遂行していただいておりますことは御承知のとおりであります。

したがって、引き続き教育委員を務めていただくことは、本町の教育行政のさらなる発展につながるものと確信をしているところであります。御同意をいただきますようお願いいたします。

なお、任期は令和元年10月1日から令和4年9月30日までの4年間としておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（安藤浩孝君） これから質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから同意第3号を採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、同意第3号は同意することに決定しま



した。

---

### 日程第6 諮問第1号

○議長（安藤浩孝君） 日程第6、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（戸部哲哉君） 引き続きまして諮問第1号は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。

現人権擁護委員の林礼子さんですが、令和元年12月31日をもって任期満了となり、御退任されますので、その後任として、新しく鷺見香代子さんを推薦したいと思いますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

簡単に略歴を申し上げますと、同氏は\_\_\_\_\_生まれの64歳で、北方町\_\_\_\_\_にお住まいの方であります。

昭和52年3月に岐阜大学教育学部治療教育学科を卒業され、昭和52年4月より関市立緑ヶ丘中学校にて教員とされました。主に岐阜地域の小・中学校で教鞭をとられ、平成25年、岐阜市立本荘小学校を最後に退職をされました。その間の平成8年から平成12年に岐阜大学大学院教育研究科を修了しておられます。

現在は、本巣市の就労継続支援A型事業所社会福祉法人あしたの会「どんぐり村福祉工場」に勤務をされておられます。

鷺見さんは、長年、子供たちと接してこられたことや地域の実情にも精通しており、その経験は人権擁護委員としてふさわしく、また人格・識見とも申し分のない方であります。鷺見香代子さんを新しく人権擁護委員として推薦したいと考えますので、御審議のほどよろしく願いをいたします。

なお、任期は令和2年1月1日から令和4年12月31日までの3年間としております。よろしく願いいたします。

○議長（安藤浩孝君） これから質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから諮問第1号を採決します。

本件について、議会の意見は、適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号について、議会の意見は適任とすることに決定しました。

---

日程第7 議案第33号から日程第29 認定第6号まで

○議長（安藤浩孝君） 日程第7、議案第33号から日程第29、認定第6号までを一括議題とします。  
提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（戸部哲哉君） それでは、議案第33号から順次提案説明をさせていただきたいと思います。  
議案第33号 北方町印鑑条例の一部を改正する条例制定についてであります。

国から示される印鑑登録証明事項の一部改正に伴い、本条例を制定しようとするものであります。

続きまして、議案第34号 北方町情報公開条例制定についてであります。

個人情報保護条例の充実に当たって、情報公開条例と分離する必要があるため、本条例を制定しようとするものであります。

続きまして、議案第35号 北方町個人情報保護条例制定についてであります。

昨今の社会における個人情報の重要性や、総務省からの通知を踏まえ、個人情報の定義の明確化、要配慮情報の取り扱いを定めるなどのため、情報公開条例と分離し、本条例を制定しようとするものであります。

続きまして、議案第36号 北方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第37号 北方町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定については、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、本条例を制定しようとするものであります。

続きまして、議案第38号 北方町特定教育・保育施設等の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例を制定しようとするものであります。

続きまして、議案第39号 北方町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

児童扶養手当法の一部改正に伴い、本条例を制定しようとするものであります。

議案第40号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。  
災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、本条例を制定しようとするものであります。

続きまして、議案第41号 北方町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定についてであります。

消費税法の一部改正に伴い、本条例を制定しようとするものであります。

続きまして、議案第42号 北方町上水道給水条例の一部を改正する条例制定についてであります。

水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の施行に

に伴い、本条例を制定しようとするものであります。

続きまして、議案第43号 北方町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、本条例を制定しようとするものであります。

続きまして、議案第44号 工事請負契約の締結についてであります。

北方小学校放課後児童クラブ施設の新築工事につきまして、その工事の請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び北方町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決をお願いするものであります。

契約の目的は、北方小学校の放課後児童クラブに対する需要増のため、新たに教室を新設するためであります。

契約の方法は、一般競争入札を採用させていただきました。その結果、契約の金額は8,586万円となり、契約の相手方につきましては、岐阜市加納黒木町2丁目46番地、岐南興業株式会社、代表取締役 尾崎泰博と契約を行おうとするものであります。

続きまして、議案第45号 令和元年度北方町一般会計補正予算（第4号）を定めるについてであります。

歳入歳出それぞれに1億2,235万円を追加させていただきまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億9,306万1,000円とするものであります。

なお、地方債の変更につきましては、補正予算書の第2表地方債補正に記入をさせていただいたとおりであります。

歳入につきまして主なものを申し上げますと、地方交付税が1億4,225万3,000円の増額となり、ほかに子ども・子育て支援関係事業費で、国県の補助金が2,517万5,000円、諸収入の過年度事業負担金37万9,000円の増額であります。また、臨時財政対策債では3,125万4,000円を減額し、学校施設環境改善事業債として町債で6,300万円を増額いたしました。また、前年度の繰越金を7,920万3,000円を減額し、4,249万7,000円とするなど、歳入調整をしております。

次に、主な歳出であります。民生費で、自立支援給付費等国県負担金過年度分返還金、後期高齢者医療広域連合特別会計療養給付費過年度負担金、福祉医療費の県補助金過年度分返還金で計1,700万2,000円、児童福祉総務費の自立支援給付費等国県負担金過年度分の返還金などで641万2,000円の歳出、教育費の教育総務費で、学校施設改修工事費7,000万円、制度の変更で幼稚園費の私立幼稚園就園奨励費補助金を868万4,000円を減額し、施設等利用給付事業補助金2,158万8,000円を増額をし、差し引き1,290万4,000円を増額いたしました。また、職員手当等、人件費関係の増額分の合計金額1,106万7,000円をそれぞれ計上させていただいております。

続きまして、議案第46号 令和元年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を定めるについてであります。

歳入歳出それぞれ1,262万2,000円を追加させていただきまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳

出それぞれ18億3,289万4,000円とするものであります。

歳入は繰越金を、歳出につきましては過年度保険給付費等交付金償還金1,262万2,000円であります。

続きまして、議案第47号 令和元年度北方町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を定めるについてであります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ37万9,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億856万5,000円とするものであります。この補正は、岐阜県後期高齢者医療広域連合から保健事業費負担金の平成30年度分の精算金を一旦受け入れ、同額を過年度町保健事業費負担金として北方町の一般会計に償還するものであります。

続きまして、議案第48号 令和元年度北方町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を定めるについてであります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ950万円を追加して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億622万1,000円とするものであります。

なお、地方債の変更につきましては、補正予算書の第2表地方債補正に記入させていただいたとおりであります。

歳入につきましては、前年度繰越金で400万円、下水道事業債550万円であります。

歳出は、公営企業会計移行業務の委託料として550万円、管渠工事費用を400万円増額するものであります。

続きまして、議案第49号 令和元年度北方町上水道事業会計補正予算（第1号）を定めるについてであります。

収益的支出の補正になります。いわゆる上水道事業会計、3条予算であります。損益勘定支弁職員の異動により、給与及び諸手当の増額分138万3,000円を水道事業費用の既決予定額4,089万7,000円に追加して、4,228万円に改めるものであります。

続きまして、認定第1号 平成30年度北方町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

平成30年度北方町一般会計歳入歳出決算収支につきましては、歳入総額71億2,260万9,000円に対しまして、歳出総額は67億1,371万2,000円で、その差引額は4億889万7,000円になっております。なお、実質収支額は歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源720万1,000円を控除した額4億169万6,000円であります。

次に、財政分析の主な3指標についてであります。経常収支比率については88.8%となっております。前年度から0.1ポイント低くなりましたが、これは分母となる経常一般財源収入額のうち、交付税が前年度比較9,132万4,000円、7.3%の増となったものの、分子である扶助費が1,899万5,000円、1.8%の増、公債費が前年度比4,403万3,000円、7.2%の増となりました。前年度とほぼ同じ数値であります。財政力指数ですが0.630で、前年度比0.004ポイント低くなっております。

続きまして、認定第2号 平成30年度北方町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

てであります。

平成30年度北方町国民健康保険特別会計決算収支の状況につきましては、歳入では、保険税が前年度に比べて2,007万3,000円減の4億3,326万円となりました。また、今回の制度改革により国庫支出金は4億5,036万円の減、県支出金は11億1,352万6,000円の増となっております。また、前期高齢者交付金、高額医療共同事業交付金、保険財政共同安定化事業交付金は廃目にしております。これらのことにより、歳入総額は前年度に比べて3億9,467万3,000円減の21億3,737万3,000円、15.6%の減となっております。

歳出では、療養諸費、高額療養費、出産育児諸費などの減に加えて、制度改革で後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、老人保健拠出金、介護納付金に関連する目は廃目としております。これらにより、支出総額は前年度に比べて4億271万1,000円減の18億1,381万円、18.2%の減となっております。その結果、歳入歳出差引額は3億2,356万3,000円となり、全額が実質収支額となっておりますので、翌年度に繰り越すこととしております。

続きまして、認定第3号 平成30年度北方町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

平成30年度北方町後期高齢者医療特別会計歳入歳出の決算収支につきましては、歳入総額1億9,839万5,000円に対しまして、歳出総額は1億9,290万2,000円であります。その差引額は549万3,000円となり、実質収支額も同額となっております。したがって、その全額を翌年度に繰り越すこととしております。

続きまして、認定第4号 平成30年度北方町南東部開発事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

平成30年度北方町南東部開発事業特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額13億8,070万円に対しまして、歳出総額は12億1,022万1,000円であります。その差引額は1億7,047万9,000円となりました。

歳入では、収入済額が予算現額に比べて1,577万4,000円の増となり、歳出では、支出済額が予算額に比べて1億5,470万4,000円の残となりました。この主な要因は、8,960万円を翌年度に繰り越したことによるものであります。

続きまして、認定第5号 平成30年度北方町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

平成30年度北方町下水道事業特別会計の歳入歳出決算につきましては、歳入総額7億4,809万9,000円に対しまして、歳出総額は7億214万円であります。その差引額は4,595万9,000円となっております。これにより実質収支額も同額でありますので、その全額を翌年度に繰り越すことといたしております。また、年度末の水洗化人口は1万5,501人で水洗化率は84.4%、償還金の残高は31億2,354万円となっております。

続きまして、認定第6号 平成30年度北方町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてであります。

平成30年度北方町上水道事業会計利益の処分及び決算につきましては、収益的収入及び支出の項目中、収入の水道事業収益総額は1億7,613万9,000円で、対しまして、支出の水道事業費用の総額は1億2,762万3,000円となりました。

一方、資本的収入及び支出項目では、収入の資本的収入総額が4,082万8,320円に対して、支出の資本的支出の総額は1億2,444万6,824円で、その不足額8,361万8,504円につきましては、当年度分の損益勘定留保資金2,711万6,090円及び当年度分、地方消費税資本的収支調整額439万1,864円及び建設改良積立金5,211万550円をもって補填をさせていただいております。

次に、損益計算書、経営成績につきましては、本年度における収益は1億6,416万4,284円で、これに対する費用が1億2,005万8,608円であります。よって、当期純利益は4,410万5,676円となり、前年度比では431万5,077円、2.56%の減となっております。

したがって、前年度の繰越利益剰余金2億4,945万2,953円に対して、未処分利益は9,621万6,226円ありますから、今年度の未処分利益剰余金3億4,566万9,179円となっております。なお、剰余金処分案は決算書の6ページに表記のとおりで、減債積立金200万円と建設改良積立金2,000万円を処分しておりますので、繰越利益剰余金は3億2,366万9,179円となっております。あわせて御承認いただきますようお願いいたします。

以上、条例関係が11件、工事の請負契約が1件、令和元年度北方町一般会計、特別会計の補正予算が5件、平成30年度の各会計の決算認定が6件の合計23件につきまして御提案をさせていただきます。

慎重審議の上、適切な御判断がいただけますようよろしく御願ひ申し上げまして、提案説明とさせていただきます。よろしく御願ひいたします。

○議長（安藤浩孝君） 提案理由の説明が終わりました。

これらの案件については本日はこれまでとし、休会中に議案調査を行うことにします。

---

○議長（安藤浩孝君） お諮りします。議案調査のため、明日8月27日から29日までの3日間を休会することとし、本日はこれで散会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、明日8月27日から29日までの3日間を休会することとし、本日はこれで散会することに決定しました。

第2日は30日午前9時30分から本会議を開くことにします。

本日はこれで散会します。

散会 午前10時20分

会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

令和元年8月26日

議 長 安 藤 浩 孝

署 名 議 員 井 野 勝 巳

署 名 議 員 村 木 俊 文

